

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三・三・三四一号宇品観音線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三・三・三四一号宇品観音線

二 都市計画を変更する土地の区域

広島市中区光南三丁目、江波東二丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、広島市都市整備局都市計画課、広島市中区役所建設部建築課、

広島市西区役所建設部建築課

四 縦覧期間

平成二十三年六月二日から平成二十三年六月十六日まで